

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための 日本語教育機関の認定等に関する法律の施行について

令和7年11月16日

令和6年度都道府県・政令指定都市日本語教育担当課長連絡会議
文部科学省総合教育政策局日本語教育課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

一．制度創設の背景

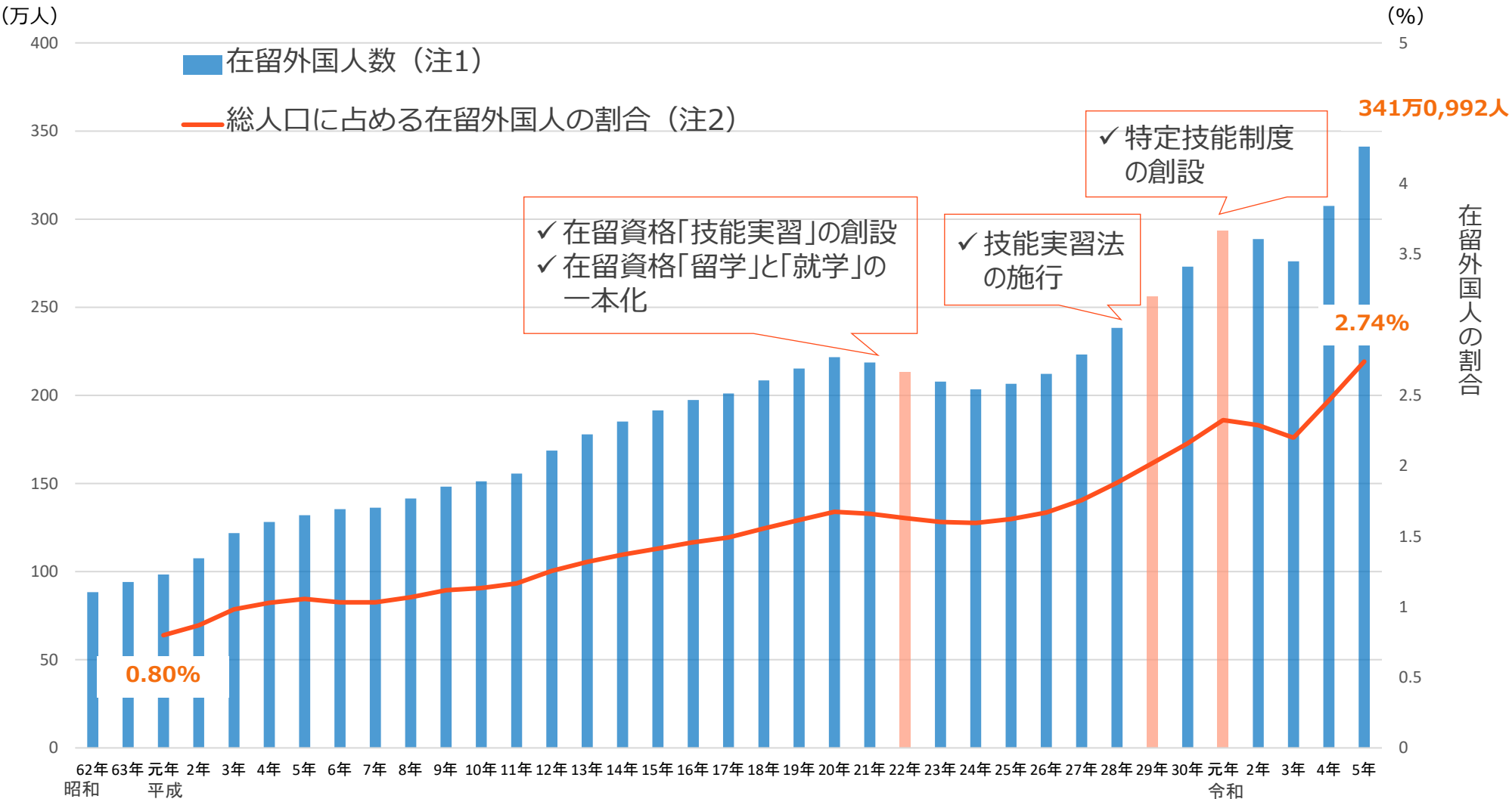
二．日本語教育機関認定法の概要と施行状況

三．日本語教育機関認定制度についての情報発信等

一. 制度創設の背景

在留外国人数の推移

在留外国人数

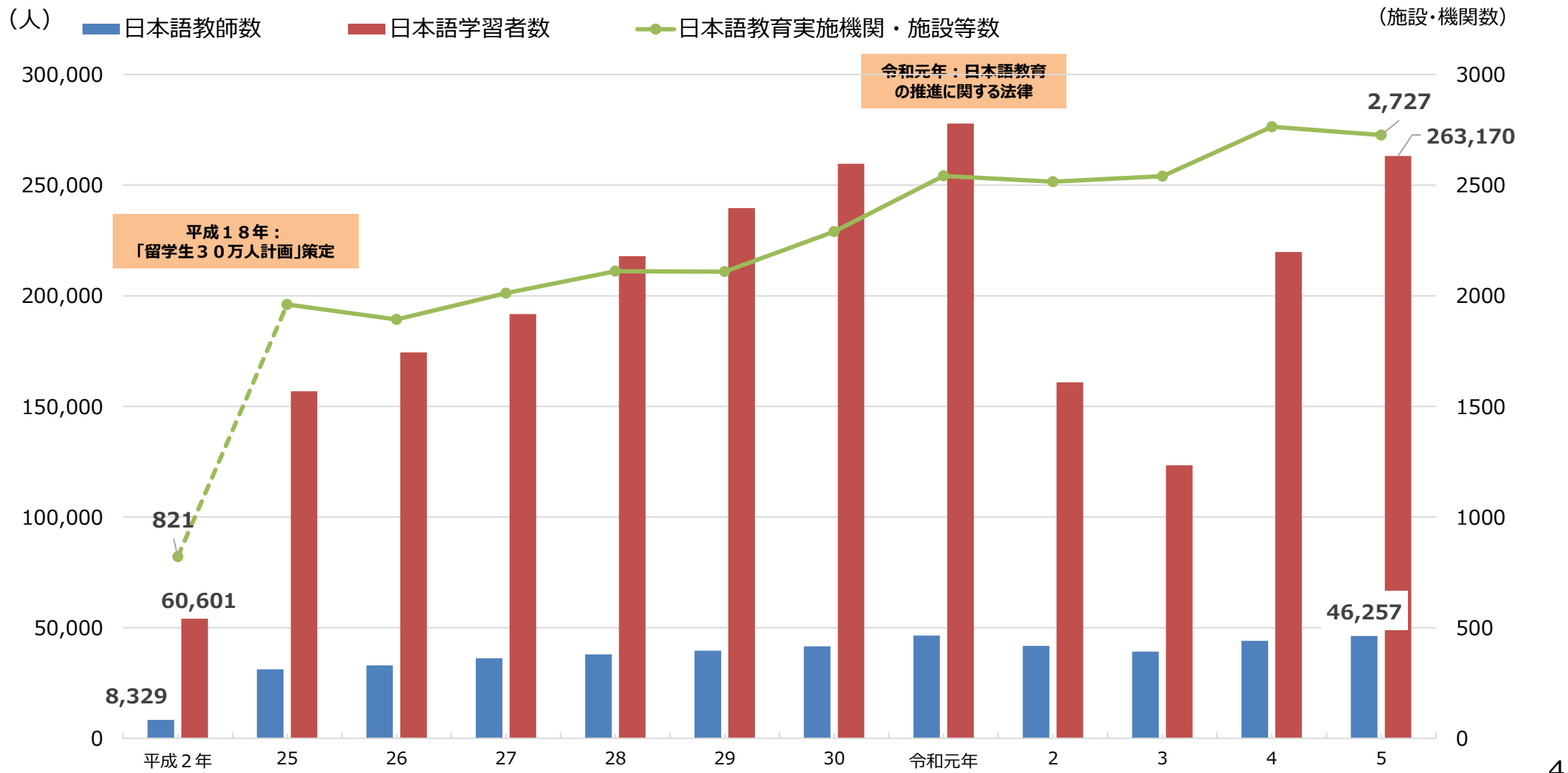


（注1）平成23（2011）年までは法務省入国管理局（当時）「（旧）登録外国人統計」（12月末現在）に、平成24（2012）年以降は出入国在留管理庁「在留外国人統計」（12月末現在）に基づく。
（注2）総人口は、総務省「人口推計」（各年10月1日現在の統計）に基づく。

在留外国人の割合

国内の日本語学習者数／教育機関・施設数／日本語教師等の推移

- 国内の日本語学習者数は令和元年時点で約28万人となり、過去最高。
- 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により、日本語学習者数は一時的に減少したが、令和5年度には約26万人まで増加しており、今後更なる増加が想定される。
- 日本語学習者、日本語教育実施機関数は増加傾向にあるが、（H22：16.8万→R1：27.8万）、日本語教師数は緩やかに増加（H22：3.3万→R1：4.6万人）している。



これまでの日本語教育に係る課題



教育の質

- ✓ 教育の質の確保のための仕組みが不十分
- ✓ 専門性を有する日本語教師の質的・量的確保が不十分



情報発信

- ✓ 学習者、自治体、企業等が日本語教育機関選択の際、教育水準について正確・必要な情報を得ることが困難



地域間格差

- ✓ 地域によって教育機関や教員養成機関の整備が不十分
- ✓ 全国の学習機会提供のためのオンライン教育の環境整備が不十分



- A) 学習ニーズに対応した①質が確保された「認定日本語教育機関」、②日本語教師の資格化に関する法整備
- B) 希望する学習者、企業、自治体等に向けて、文科省と法務省・厚労省・外務省・経産省・総務省等関係省庁との連携による多言語情報発信等の推進

- 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和6年4月施行）
- 日本語教育の推進に関する法律（令和元年6月施行）

二. 日本語教育機関認定法の概要と施行状況

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の概要

趣 旨

日本語教育の適正かつ確実な実施を図り、もって我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に寄与するため、①日本語教育機関のうち一定の要件を満たすものを認定する制度、②認定日本語教育機関の教員資格を創設。

概 要

1. 日本語教育機関の認定制度の創設

(1) 日本語教育機関の認定制度

○ 日本語教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。

(2) 認定の効果等

- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告等に文部科学大臣が定める表示を付することができる。

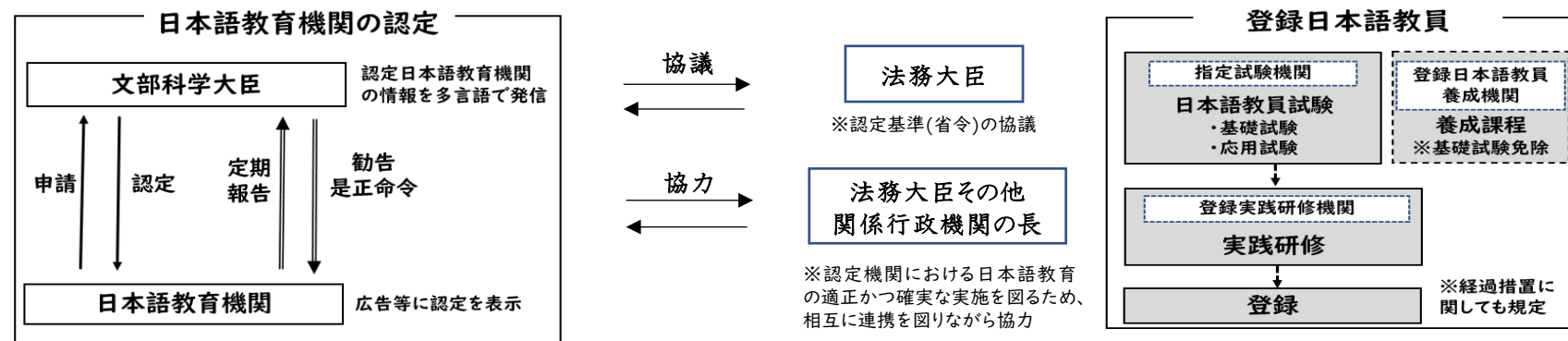
(3) 文部科学大臣による段階的な是正措置

○ 文部科学大臣は、必要な場合に日本語教育の実施に関し報告を求めることができるほか、勧告及び是正命令を行うことができる。

※認定基準に関する法務大臣への協議、文部科学大臣と法務大臣その他の関係行政機関の長との協力を規定。

2. 認定日本語教育機関の教員の資格の創設

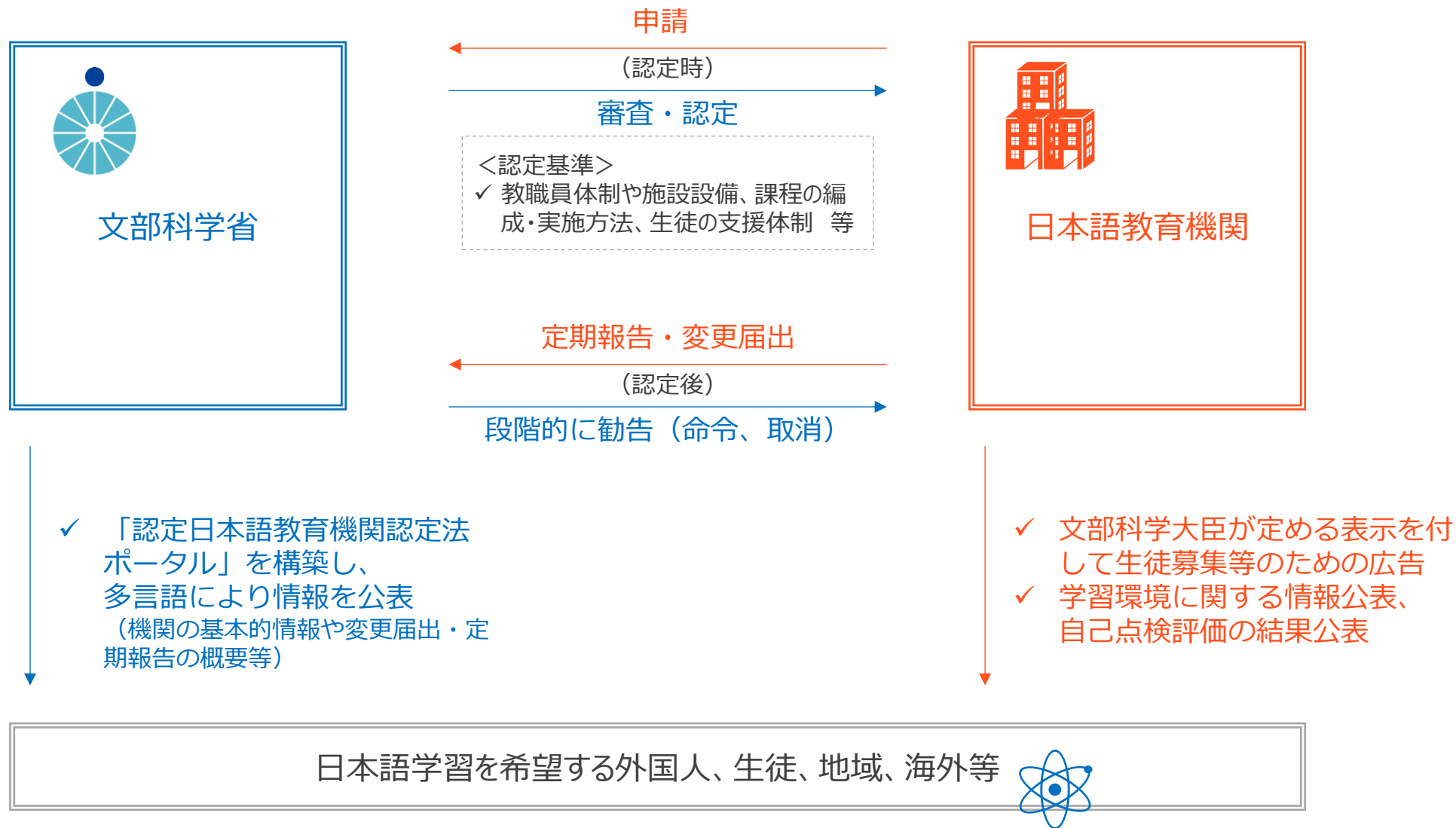
- 認定日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な知識及び技能についての①「日本語教員試験」に合格し、②文部科学大臣の登録を受けた「登録実践研修機関」が実施する「実践研修」の修了者は、「登録日本語教員」として、文部科学大臣の登録を受けることができる。
- 日本語教員試験は、「基礎試験」及び「応用試験」とで構成し、文部科学大臣が指定する「指定試験機関」が実施する。
- 文部科学大臣の登録を受けた「登録日本語教員養成機関」が実施する養成課程の修了者は、申請により「基礎試験」を免除する。



施行期日

令和6年4月1日（認定日本語教育機関の教員の資格等については経過措置を設ける）

認定日本語教育機関制度の概要



認定日本語教育機関制度の創設

法務省告示機関【これまで】

目的	在留資格「留学」を有する外国人の受入れ機関の告示
認定等の主体	法務大臣
分野	「留学」のみ
教育課程	専ら日本語の教育を受ける者にとって 適当と認められるもの
教員資格	- 大学等において日本語教育に関する教育課程を履修して卒業等した者 - 学士を取得し、かつ文化庁届出の研修を420単位時間以上受講し修了した者 - 日本語教育能力検定試験に合格した者 等
評価	自己評価のみ（義務）

認定日本語教育機関【これから】

日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育

文部科学大臣

「留学」に加え、「就労」と「生活」を新設

- 留学はB2以上目標、就労・生活はB1以上目標の課程を1つ以上置くこと
 - 課程の目的・目標、生徒の日本語能力に応じて、適切な授業科目を体系的に開設すること
 - 「日本語教育課程編成のための指針」に基づくこと 等
- ※「就労」と「生活」は3/4を上限にオンライン授業を実施可能

「登録日本語教員」を国家資格化

- 日本語教員試験（基礎試験・応用試験）の合格
 - 登録実践研修機関が実施する実践研修の修了
- ※登録日本語教員養成機関が実施する養成課程の修了者は基礎試験免除

- 自己評価（義務）・第三者評価（努力義務）
- 審議会による実地視察



認定日本語教育機関と法務省告示機関との比較（主なもの）

	法務省告示機関(※)	認定日本語教育機関(留学)	認定日本語教育機関(就労・生活)
目的	在留資格「留学」を有する外国人の受入れ機関の告示	日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育	日本語に通じない外国人が我が国において生活するために必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための教育
認定等の主体	国(法務大臣)	国(文部科学大臣)	国(文部科学大臣)
設置者	●国、地方公共団体 ●その他(経営に必要な経済的基盤・識見。欠格事由あり)	●国、地方公共団体 ●その他(経営するために必要な経済的基礎・を有する者 等)	●国、地方公共団体 ●その他(経営するために必要な経済的基礎・を有する者 等)
対象機関	専修学校、各種学校、その他教育施設	大学別科等、専修学校、各種学校、その他教育施設	大学別科等、専修学校、各種学校、その他教育施設
主な対象生徒	留学生	留学生	就労者、生活者
修業年限	1年以上(特に必要と認める場合には6か月以上)	1年以上(一定の要件を満たす場合には6か月以上)	●各課程の目的・目標等に応じて適切に定める ●更に、個々の生徒に、認定を受けた課程の修業期間の一部を履修させることができる
授業時数	年間760単位時間以上	年間760単位時間以上	B1:350時間、A2:200時間、A1:100時間 以上
教育課程	専ら日本語の教育を受ける者にとって適当と認められるもの	●B2以上目標の課程を1つ以上置く ●課程の目的・目標、生徒の日本語能力に応じ、適切な授業科目を体系的に開設すること ●授業科目は、それを担当する能力のある教員により、適切な教材を用いて教授されること ●「日本語教育課程編成のための指針」に基づく	●B1以上目標の課程を1つ以上置く ●課程の目的・目標、生徒の日本語能力に応じ、適切な授業科目を体系的に開設すること ●授業科目は、それを担当する能力のある教員により、適切な教材を用いて教授されること ●「日本語教育課程編成のための指針」に基づく ●3/4を上限にオンライン授業を実施可能
生徒数	●教員数、施設・設備等の条件に応じた適切な数(開設時は100名以内) ●同時に授業を受ける生徒数20人以下	●教員数、施設・設備等の条件に応じた適切な数(開設時は100名以内) ●同時に授業を受ける生徒数原則20人以下	●教員数、施設・設備等の条件に応じた適切な数 ●同時に授業を受ける生徒数原則20人以下
教員資格	●大学等において日本語教育に関する教育課程を履修して卒業等した者 ●学士を取得し、かつ文化庁届出の研修を420単位時間以上受講し修了した者 ●日本語教育能力検定試験に合格した者 等	登録日本語教員(国家資格) ➢ 日本語教員試験(基礎試験・応用試験)の合格 ➢ 実践研修の修了 ※登録日本語教員養成機関が実施する養成課程の修了者は基礎試験を免除	登録日本語教員(国家資格) ➢ 日本語教員試験(基礎試験・応用試験)の合格 ➢ 実践研修の修了 ※登録日本語教員養成機関が実施する養成課程の修了者は基礎試験を免除
教員数	●生徒20人につき1人以上(最低3人) ●生徒40人につき専任1人以上(最低2人) ●主任教員を1人配置すること	●生徒20人につき1人以上(最低3人) ●生徒40人につき常勤1人以上(最低2人) ●主任教員を1人配置すること	●同時に授業を行う生徒20人につき1人以上(最低3人) ●同時に授業を行う生徒40人につき常勤1人以上(最低2人) ●主任教員を1人配置すること
校舎面積	115㎡を下回らず、かつ、同時に授業を行う生徒1人当たり2.3平方メートル以上	115㎡を下回らず、かつ、同時に授業を行う生徒1人当たり2.3平方メートル以上	115㎡を下回らず、かつ、同時に授業を行う生徒1人当たり2.3平方メートル以上
施設・設備等	●校地・校舎が自己所有又はこれに準じたものであること ●教室、教員室、事務室、図書室、保健室 等 ●教室面積：同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡ ●机、椅子、黒板、視聴覚教育機器、図書 等	●校地・校舎が自己所有又はこれに準じたものであること ●教室、教員室、事務室、図書室、保健室 等 ●教室面積：同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡ ●机、椅子、黒板、視聴覚教育機器、図書 等	●校地・校舎が自己所有又はこれに準じたものであること ●教室、教員室、事務室、図書室、保健室 等 ただし、図書室と保健室は条件付で不要 ●教室面積：同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡ ●机、椅子、黒板、視聴覚教育機器、図書 等
自己評価	実施・公表が義務	実施・公表が義務	実施・公表が義務
第三者評価	—	●審議会による実地視察を実施 ●第三者評価が努力義務	●審議会による実地視察を実施 ●第三者評価が努力義務
その他	—	毎年教育の実施状況について定期報告	毎年教育の実施状況について定期報告

(※)出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の表の法別表第1の4の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄第6号の規定に基づき告示をもって定める日本語教育機関

認定日本語教育機関における日本語教育課程編成の考え方（分野別）

「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針」（令和6年4月中央教育審議会生涯学習分科会日本語教育部会決定）より

	留学	就労	生活
教育課程 編成の考え方	✓ 学習者が希望する進路に送り出すために、必要かつ独自性のある教育内容を工夫し、実施することが求められる。	✓ 企業等のニーズや学習者が希望する業者や職種への送り出し、グローバル人材の育成等の視点が求められる。	✓ 健康かつ安全、自立した生活、文化的な生活、社会の一員としての生活を送れるようにすることが求められる。
到達目標・ 到達レベル	✓ 言語活動別の目標※等を参照し、各機関の理念、教育目標や特色、学習者の背景や特性等を踏まえ、Can doで設定する。	✓ 言語活動別の目標等を参照し、各機関の理念、教育目標や特色、学習者の背景や特性、企業等のニーズ等を踏まえ、Can doで設定する。	✓ 言語活動別の目標等を参照し、各機関の理念、教育目標や特色、学習者の背景や特性等を踏まえ、Can doで設定する。
「日本語能力」 「自らを管理する 能力」に加え、 推奨される 学習内容	✓ 地域の人々をはじめとした多様な他者との交流 ✓ 機関内外における体験活動等	✓ 就労慣行やビジネスマナー ✓ 職場見学や職業体験、異業種交流会 ✓ 業界研究や企画等のプレゼン等	✓ 地域との交流やイベントへの参加 ✓ 公私のサービスの利用や防災、健康に関すること ✓ 地域課題の検討への参画 等

※日本語教育の参照枠（全体的な尺度）

基礎段階の言語使用者		自立した言語使用者		熟達した言語使用者	
A1	A2	B1	B2	C1	C2

- ・ 参照枠は国際通用性が高く、共通の指標で日本語能力を測ることが可能。
- ・ 参照枠に基づき、6つのレベル（A1～C2）で5つの言語活動（聞くこと、読むこと、話すこと（やり取り）、話すこと（発表）、書くこと）ごとに示した「言語活動別の習熟度」や3分野（留学、就学、生活）の「言語活動別の目標」、言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した「言語能力記述文（Can do）」を設定。

令和6年度1回目の認定日本語教育機関の認定結果

- ・ 申請機関総数 72件
- ・ 認定とした日本語教育機関 22件
- ・ 不認定とした日本語教育機関 3件
- ・ 審査中に取下げを行った日本語教育機関 36件

中央教育審議会生涯学習分科会日本語教育部会長所見

日本語教育機関認定申請の審査結果について(抜粋)

令和6年10月30日

(略)

今般認定を不可とする決定がなされた又は申請が取り下げられた日本語教育機関におかれては、「認定日本語教育機関日本語教育課程編成のための指針」や「日本語教育の参照枠」に対する理解が不十分であることに起因して、目的・目標の設定や授業科目の開設、学習成果の評価方法の設定を含む日本語教育課程について、内容が不十分である、あるいは内容に整合性が見られない等により、認定基準を満たしていないと判断されたものが多く見られた。また、認定基準に照らして、当該日本語教育機関の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的かつ計画的な研修に関する体制が確認できないものも見られた。さらには、債務超過の状態であるなど日本語教育機関を運営するために必要な経済的基礎を有していないものや、校地・校舎が設置者の自己所有となっていないものなど、明らかに認定基準を満たしていないものも見られた。

(略)

今後新たに認定に向けて申請を検討する申請者におかれては、認定日本語教育機関等の法の趣旨を踏まえ、関係法令等への理解を深めることをはじめとした十分な準備を経た上で申請するよう強くお願いしたい。

文部科学省におかれては、各申請者が認定日本語教育機関をはじめとする法の趣旨、例えば法務省告示機関と認定日本語教育機関との違い等を適切に理解し、十分な準備の上で申請を行えるよう、一層の周知・徹底をお願いするとともに、事前相談の体制充実を期待したい。

- 申請機関総数 48件

＜課程分野の内訳＞

- 留学のための課程：46機関
- 就労のための課程：2機関
- 生活のための課程：0機関

（参考）申請機関（留学のための課程）のうち、

法務省告示機関：16機関、大学別科等：0機関

登録日本語教員制度の概要



日本語教員試験について

日本語教員試験とは

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律により、認定日本語教育機関において日本語教育課程を担当する者は、登録日本語教員でなければならないこととされている。また、国家資格である登録日本語教員となることにより、日本語教育を行うために必要な知識・技能及び実践的な技術を習得していることを示すことが可能となる。

登録日本語教員になるには、日本語教員試験に合格し、登録実践研修機関が実施する実践研修を修了することが必要。なお、令和11年3月31日までの間に、一定の資格又は実務経験を有する者については試験免除や実践研修免除などの経過措置が設けられている。

試験の概要

	試験時間	出題数	出題形式	配点
基礎試験	120分	100問	選択式	1問1点 (計100点)
応用試験	聴解：50分 (休憩) 読解：100分	聴解：50問 読解：60問	選択式	1問1点 (計110点)

受験料

通常：18,900円

基礎試験免除：17,300円

基礎試験及び応用試験免除（※）：5,900円

※基礎試験と応用試験の両方を免除される場合も、資格取得のためには試験に出願することが必要。

出題範囲

「登録日本語教員 実践研修・養成課程コアカリキュラム」（令和6年3月18日中央教育審議会生涯学習分科会日本語教育部会決定）の養成課程コアカリキュラムにおける必須の教育内容から出題。

合格基準

① 基礎試験

必須の教育内容で定められた5区分において、各区分で6割の得点があり、かつ総合得点で8割の得点があること。

② 応用試験

総合得点で6割の得点があること。

令和6年度日本語教員試験の実施結果

- 試験日：令和6年11月17日（日）
- 出願受付：令和6年8月1日（木）～9月6日（金）

試験地：全国8地域

北海道（北海道札幌市）、東北（宮城県仙台市）、
関東（東京都23区内）、中部（愛知県名古屋市）、
近畿（大阪府堺市）、中四国（広島県広島市）、
九州（福岡県福岡市）、沖縄（沖縄県宜野湾市）

- 結果通知日：令和6年12月20日（金）
- 合格発表：日本語教員試験システムを通じて受験者に通知し、合格者には合格証書を交付。
- 受験者数：17,655人
- 合格者数：11,051人※
- 合格率：62.6%



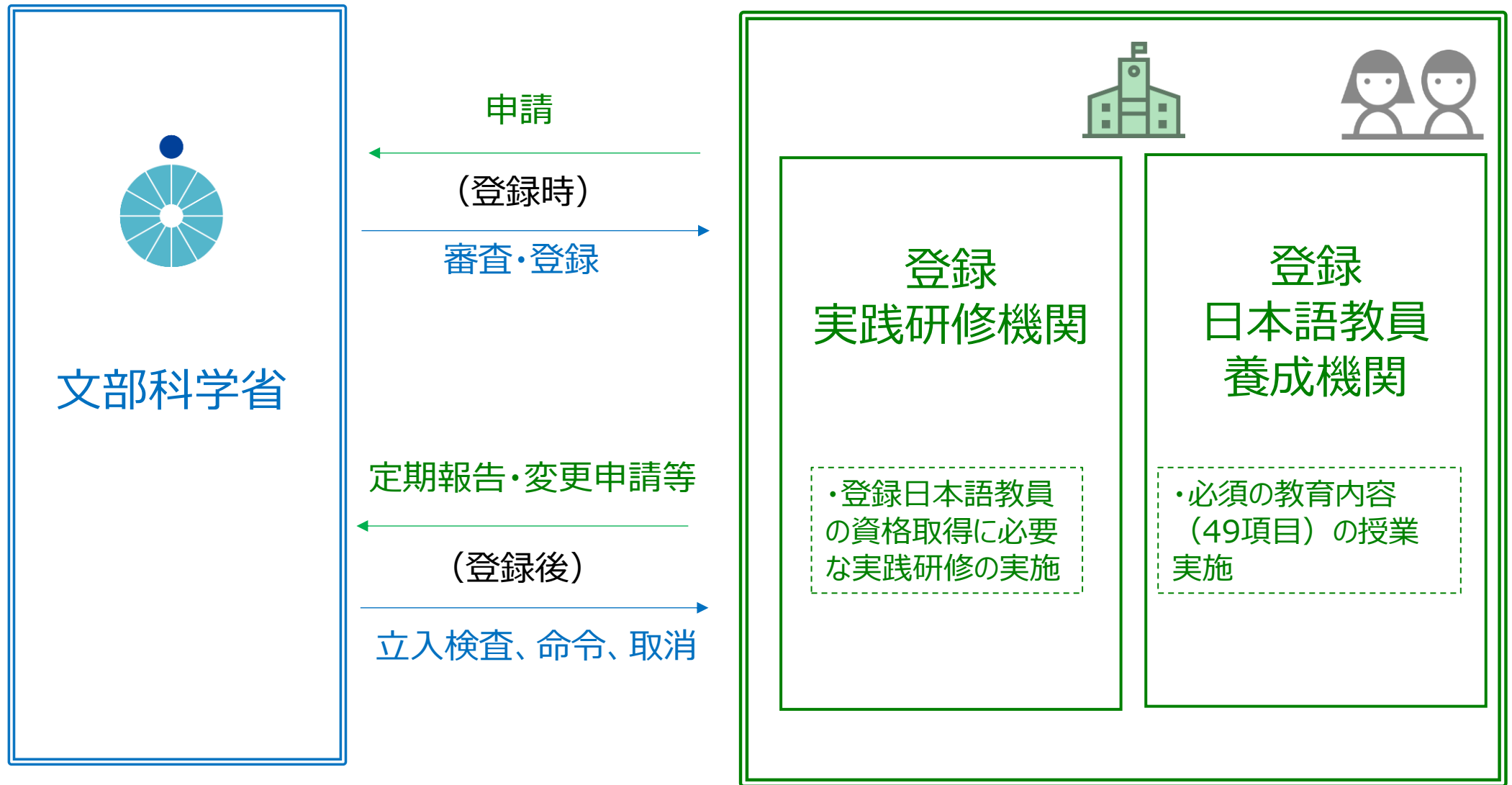
※「合格者数」には経過措置による全試験免除者を含む。また、経過措置による試験免除者のうち、出願時点で試験免除要件である課程修了等が「見込」である者については、試験免除要件を満たすことを証する書類が令和7年4月30日までに提出された者に対して、合格証書を交付する。

なお、当該期日までに必要書類の提出がなかった場合、合格は無効となる。

詳細については、日本語教員試験ホームページ

→ https://www.mext.go.jp/a_menu/nihongo_kyoiku/mext_00004.html

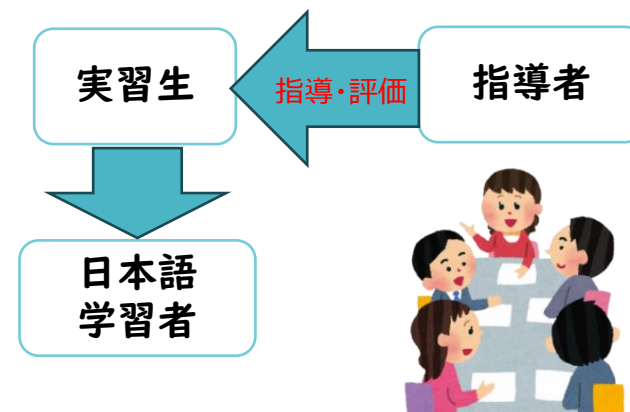
登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関制度の概要



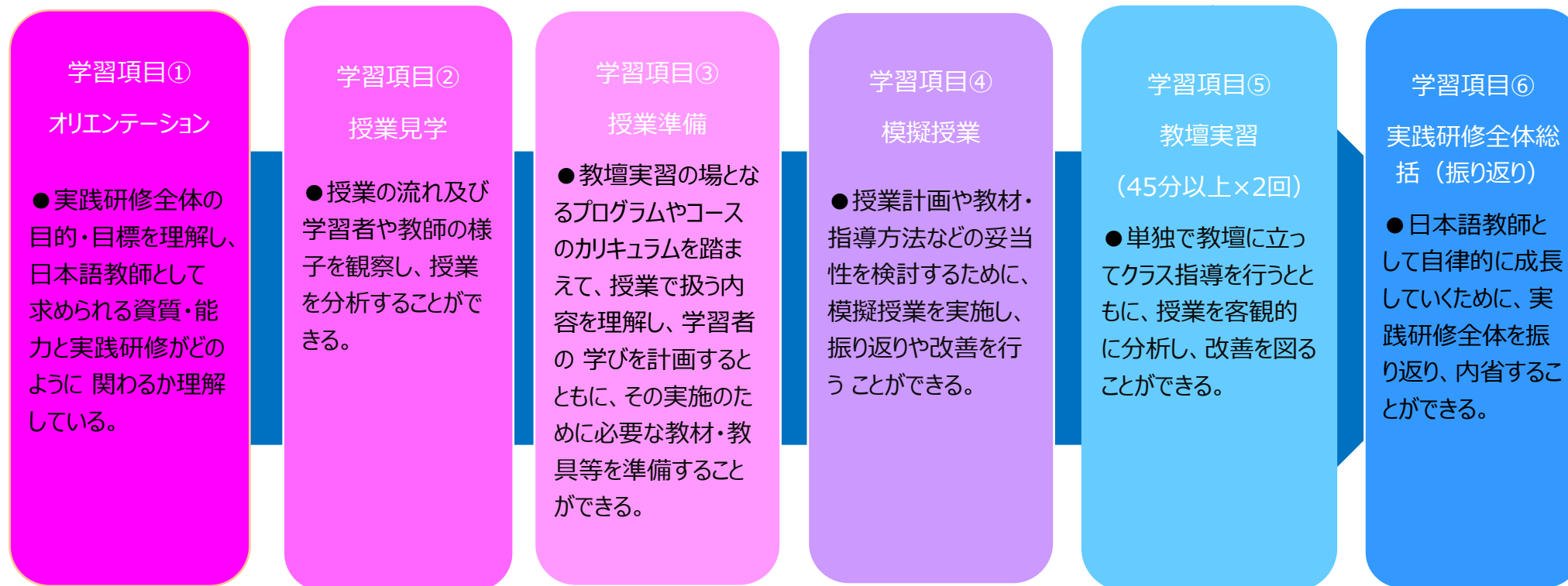
登録実践研修機関について

●登録実践研修機関とは

- ・文部科学大臣の登録を受けた登録実践研修機関において実践研修を実施する。
- ・実践研修では「実践研修コアカリキュラム」等で示された①オリエンテーション、②授業見学、③授業準備、④模擬授業、⑤教壇実習、⑥振り返りを全て含む45単位時間（1単位時間は45分以上。大学の場合は1単位以上。）以上の教育プログラムを実施する。
- ・登録実践研修機関は、教壇実習を行う実習先を選定し、要件を満たした指導者を確保した上で、所定の教育プログラムを適切に実施することが求められる。



●実践研修の流れ（6つの学習項目と到達目標）



登録日本語教員養成機関について

●登録日本語教員養成機関とは

- ・文部科学大臣の登録を受けた登録日本語教員養成機関において日本語教員養成課程を実施する。
- ・日本語教師としての基盤となる「日本語教師【養成】に求められる資質・能力（①知識、②技能、③態度）」の育成を目的とする。
- ・「養成課程コアカリキュラム」は認定日本語教育機関で働く登録日本語教員となる者にとって、最低限学んでおくべき内容を示しており、同カリキュラムに示された「必須の教育内容」の49項目を網羅的に学修する教育課程であることが求められる。
- ・高度な専門性と知見を有する教授者が配置されていることが求められる。
- ・養成課程の授業時間は375単位時間以上（1単位時間は45分以上。大学の単位の場合は25単位以上。）。
- ・登録日本語教員養成課程を修了した場合は、「日本語教員試験」の基礎試験が免除となる。



要件を満たせば通信による実施も可能

●「登録日本語教員実践研修・養成課程コアカリキュラム」において示された日本語教師【養成】における教育内容

3 領域	5 区分	必須の教育内容
社会・文化 教育	社会・文化・地域	(1)世界と日本の社会と文化、(2)日本の在留外国人施策、(3)多文化共生、(4)日本語教育史、(5)言語政策、(6)日本語の試験、(7)世界と日本の日本語教育事情
	言語と社会	(8)社会言語学、(9)言語政策と「ことば」、(10)コミュニケーションストラテジー、(11)待遇・敬意表現、(12)言語・非言語行動、(13)多文化・多言語主義
	言語と心理	(14)談話理解、(15)言語学習、(16)習得過程、(17)学習ストラテジー、(18)異文化受容・適応、(19)日本語の学習・教育の情意的側面
	言語と教育	(20)日本語教師の資質・能力、(21)日本語教育プログラムの理解と実践、(22)教室・言語環境の設定、(23)コースデザイン、(24)教授法、(25)教材分析・作成・開発、(26)評価法、(27)授業計画、(28)教育実習、(29)中間言語分析、(30)授業分析・自己点検能力、(31)目的・対象別日本語教育法、(32)異文化間教育、(33)異文化コミュニケーション、(34)コミュニケーション教育、(35)日本語教育とICT、(36)著作権 ※(28)は養成課程ではなく実践研修で実施されるため、養成課程は全49項目となる。
言語	言語	(37)一般言語学、(38)対照言語学、(39)日本語教育のための日本語分析、(40)日本語教育のための音韻・音声体系、(41)日本語教育のための文字と表記、(42)日本語教育のための形態・語彙体系、(43)日本語教育のための文法体系、(44)日本語教育のための意味体系、(45)日本語教育のための語用論的規範、(46)受容・理解能力、(47)言語運用能力、(48)社会文化能力、(49)対人関係能力、(50)異文化調整能力

令和6年度1回目の登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録結果



文部科学省

1. 登録実践研修機関の登録結果

- ・ 申請機関総数 38件
- ・ 登録した実践研修機関 34件
- ・ 審査中に取下げを行った実践研修機関 2件

2. 登録日本語教員養成機関の登録結果

- ・ 申請機関総数 47件
- ・ 登録した日本語教員養成機関 40件
- ・ 審査中に取下げを行った日本語教員養成機関 3件

中央教育審議会生涯学習分科会日本語教育部会長所見

登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録に関する審査結果について(抜粋)

令和6年11月29日

(略)

今般、登録に至らなかった機関におかれては、特に教育課程について日本語教育の専門性を有する者が編成作業に携わり、改めて申請機関全体として共通理解を図った上で以下を確認しておくことが求められる。

- ・ 「登録日本語教員実践研修・養成課程コアカリキュラム」を踏まえること。特に、冒頭の「コアカリキュラムとは－基本的な考え方と留意点－」を理解し、受講者が必須の教育内容を確実に習得し日本語教育が実践できるよう授業の工夫を行うこと。また各学習項目の修得方法について、様式に具体的に記述すること。
- ・ 実践研修や養成課程の実施を通じて、「日本語教育の参照枠（報告）」についての理解や意識づけが十分に行われるよう工夫すること。
- ・ 授業時間以外に授業時間の二倍に相当する時間の自学自習を促すことで、常に学び続ける素地を養うこと。
- ・ 登録実践研修機関が責任を持って教壇実習等に関わる体制を構築すること。

(略)

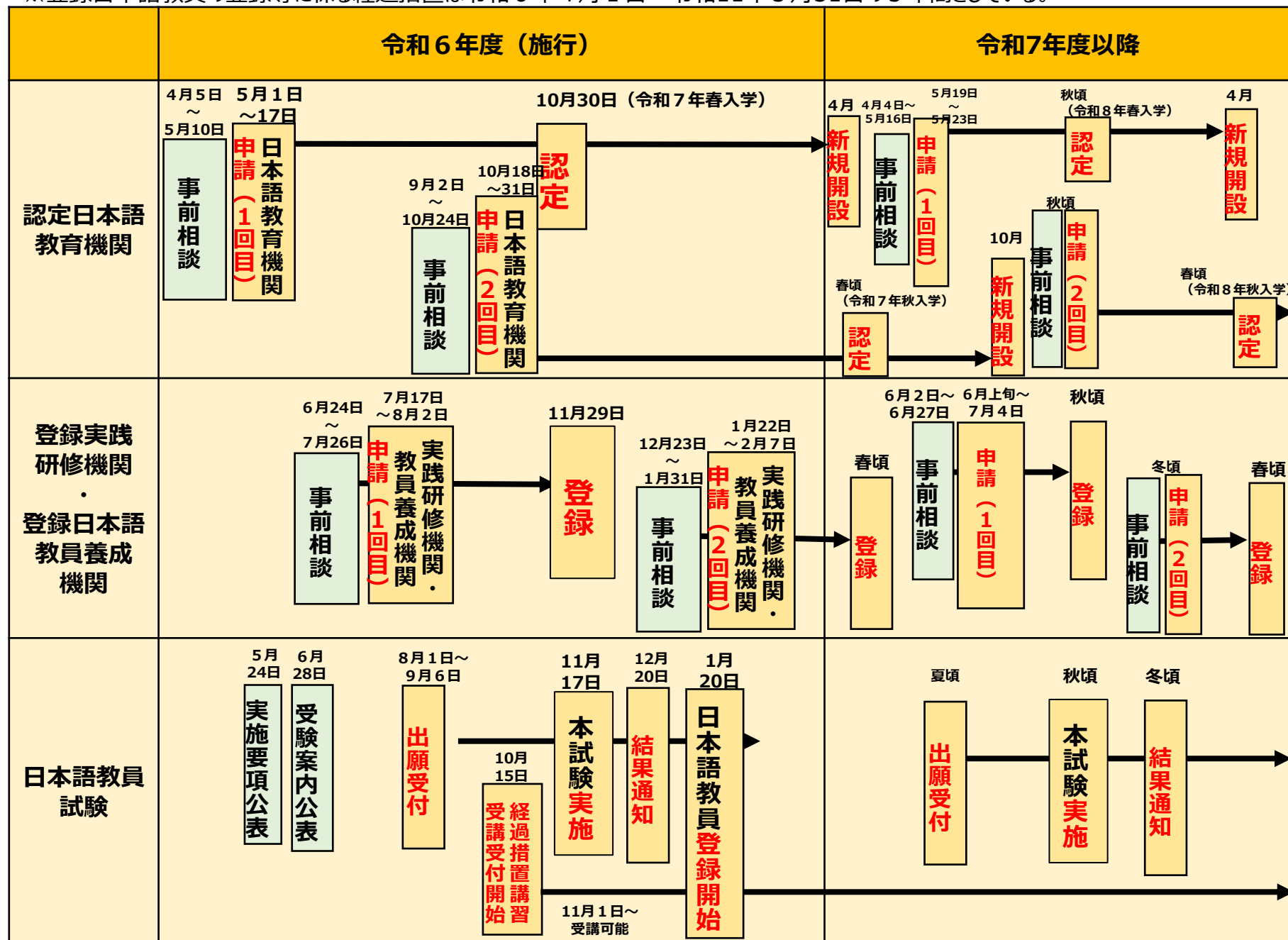
今後新たに申請を検討する日本語教員養成機関におかれては、改めて関係法令等を確認いただき、十分な準備を経た上で申請するよう強くお願いしたい。

文部科学省におかれては、各申請者が登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の制度の趣旨を十分理解し十分な準備の上で申請を行えるよう、一層の周知・徹底をお願いしたい。

日本語教育機関認定法 今後のスケジュール（令和7年1月時点）

「日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律」に基づく認定制度、登録日本語教員の制度について、下記のとおり進めることを予定。

※登録日本語教員の登録等に係る経過措置は令和6年4月1日～令和11年3月31日の5年間としている。



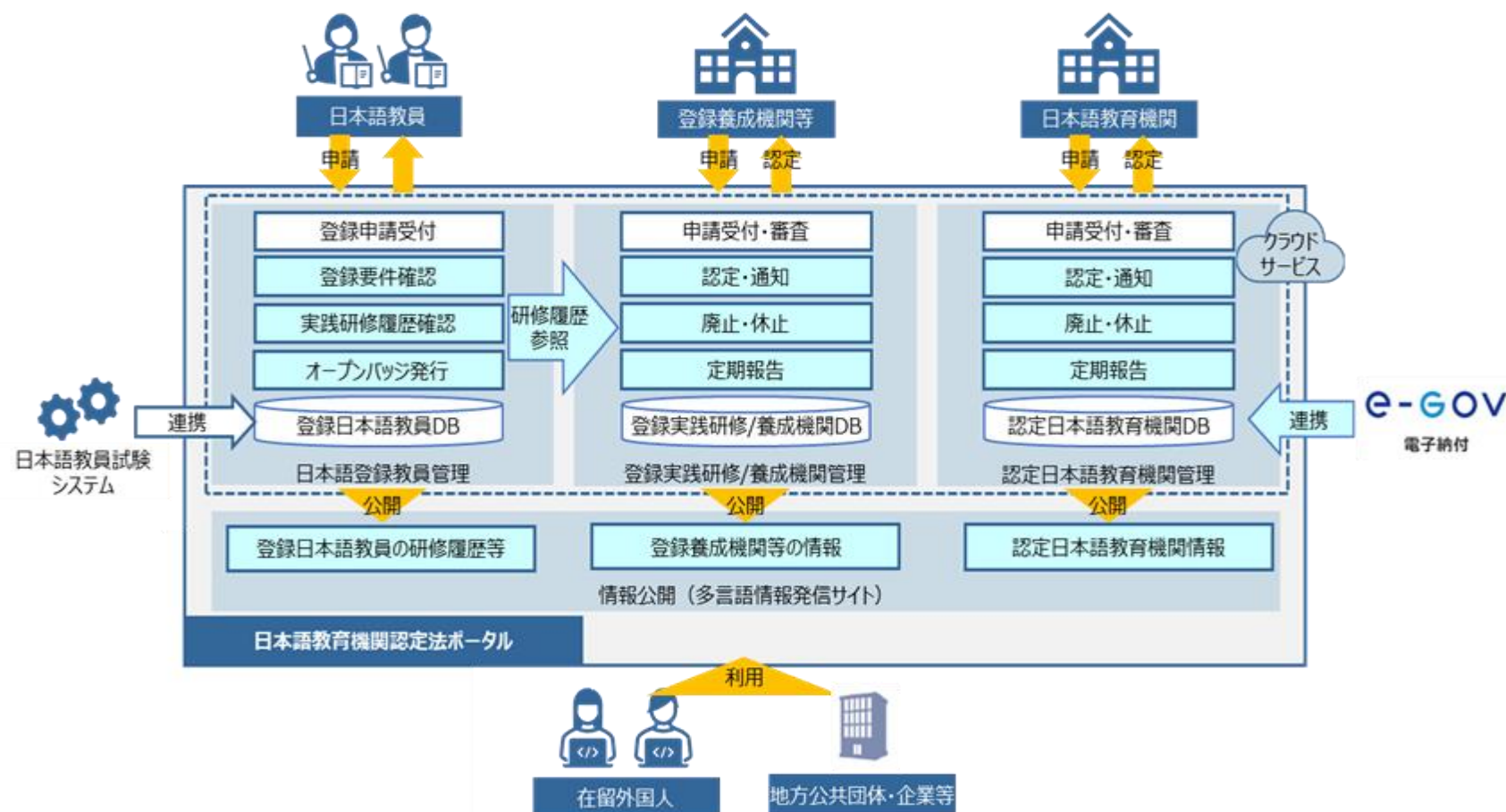
三. 日本語教育機関認定制度についての 情報発信等

日本語教育機関認定法ポータルについて

日本語教育機関認定法に定められている文部科学大臣による認定日本語教育機関の多言語での情報発信や、認定日本語教育機関、登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の認定・登録の新規申請や変更申請等の機能を有するポータルサイト。登録日本語教員の資格登録に係る申請手続機能とともに、国家資格取得後に様々な場面で資格を持った日本語教員が活躍できるよう、希望に応じて研修履歴等を蓄積し、情報発信を行う。

日本語教育機関認定法ポータルのイメージ

日本語教育機関認定法ポータル（R6.4.1公開）



【申請機能利用者数（想定）】

日本語教育機関等：約900機関程度／日本語教師数：約4万人程度／大学等養成機関：約300機関程度

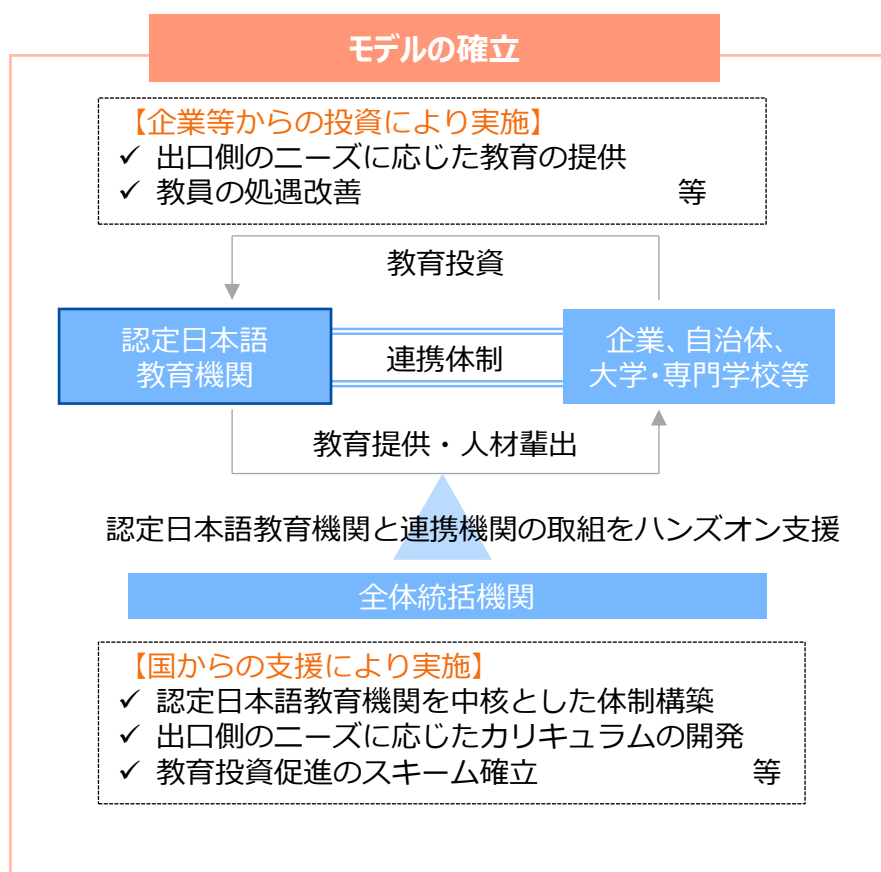
背景・課題

- 我が国の在留外国人は急増。（H25：207万人→R5：341万人※）育成就労制度の創設等、今後も外国人労働者等の増加が見込まれる。
- 経済成長・共生社会の実現のため日本語教育の重要性が高まる中、教員の処遇改善等、日本語教育の質の向上が課題。
- 外国人に対する日本語教育から受益する産業界等から、日本語教育機関に対する教育投資を促進し、教育の質向上に繋げる好循環の創出が必要。

※出典：出入国在留管理庁

事業概要

- 全体統括機関がコーディネートを行い、認定日本語教育機関を中核とした企業や自治体、大学・専門学校等との連携体制を構築し、企業等からの教育投資により認定日本語教育機関がニーズに応じた質の高い教育を提供するモデルを確立。
- 国は連携体制の構築を支援し、確立した自走可能なモデルを普及。これにより産業界等からの教育投資と日本語教育の質向上の好循環を創出。



【事業スキーム】

- ✓ 委託先：民間事業者（全体統括機関）
（全体統括機関から認定日本語教育機関を中核とする連携体制に一部再委託）
- ✓ 規模：1機関1,000万円程度（再委託先）
- ✓ 件数：22件程度（再委託先日本語教育機関数）
- ✓ 企業等の連携先から認定日本語教育機関への教育投資（教育提供の対価等）、及びそれを原資とした日本語教員の給与水準の改善が採択要件

モデルの普及

産業界等の投資と教育質向上の好循環創出

地域経済の活性化・共生社会の実現

＜経済財政運営と改革の基本方針2024＞
（令和6年6月21日閣議決定）
（外国人材の受入れ）
「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」等に基づき、（中略）認定日本語教育機関の体制整備・活用、生活日本語のモデルカリキュラムを活用した地域の日本語教育や外国人児童生徒の教育の体制整備、オンラインによる学習機会の確保等に取り組む。